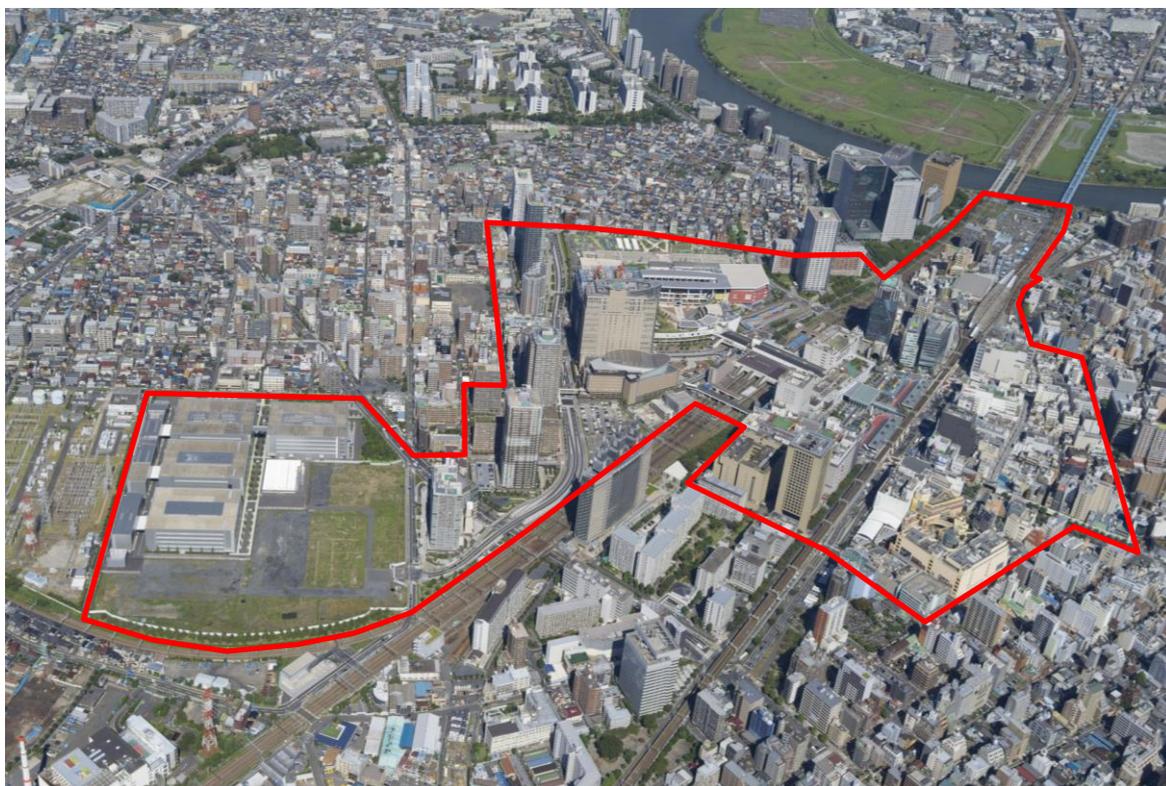


川崎駅周辺地域都市再生安全確保計画 (素案)



平成26年1月

川崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会

川崎駅周辺地域 都市再生安全確保計画【素案】

川崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会
(都市再生安全確保計画作成部会)

構 成

- 1 川崎駅周辺地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針
 - 1-1 都市再生安全確保計画の意義
 - 1-2 都市再生安全確保計画の作成等の体制
 - 1-2-1 都市再生安全確保計画の作成と実施体制
 - 1-2-2 都市再生安全確保計画の変更
 - 1-3 川崎駅周辺地域における被害の検討等
 - 1-3-1 地域の現状
 - 1-3-2 想定する被害のシナリオ等
 - 1-4 都市再生安全確保計画の目標
- 2 川崎駅周辺地域における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務
 - 2-1 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備及び管理
 - 2-2 その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業
 - 2-3 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務
 - 2-4 滞在者等の安全の確保のために必要な事項
- 3 その他、都市再生緊急整備地域における防災の確保に関する事項
- 4 川崎駅周辺地域 都市再生安全確保計画図
- 5 川崎駅周辺の災害時における行動ルール (別冊)

1 川崎駅周辺地域における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

1-1 都市再生安全確保計画の意義

平成23年3月11日の東日本大震災では、首都圏で約515万人（内閣府推計）の帰宅困難者が発生し、主要駅を中心に多くの人が滞留したほか、大量の徒歩帰宅者の発生、激しい道路渋滞など様々な課題が明らかになった。

川崎駅においても3,000人を超える人が市で要請した施設に避難し、これらの施設では市民用に備蓄していた毛布、上下水道局から提供を受けた飲料水を配布するなどの応急対応を行ったほか、情報の錯そうによる混乱など、様々な課題が生じた。

首都圏において、大地震が発生した場合、建物や施設の損壊を含め様々な被害が想定される上、交通機関の運行停止等により、川崎駅周辺において、さらに多くの人が滞留し、混乱が生じることが予想される。こうした混乱が、被害を拡大させるとともに、都市機能の継続、復旧を阻害する恐れもあり、対策を講じることが急務である。一方、川崎駅周辺地域には様々な施設等が集積し、多くの人により日々活発な経済活動が営まれており、効率的かつ効果的な災害対策には関係者の協力、連携が不可欠である。

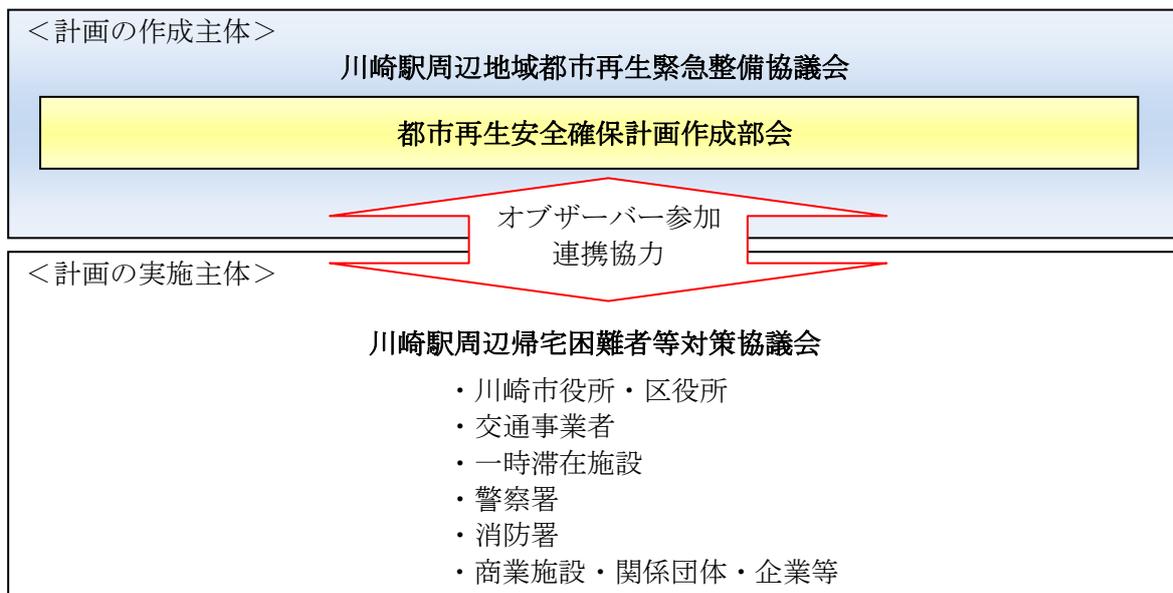
こうした中、川崎市では駅周辺の関係機関により「川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を発足し、川崎市直下の地震が発生した際の各機関の役割分担と相互に連携した取り組みとして「川崎駅周辺の災害時における行動ルール」を策定した。

この行動ルールに基づいた具体的な川崎駅周辺の帰宅困難者等対策の計画として、都市再生特別措置法に基づく「都市再生安全確保計画」を作成し、国や県と連携して計画の着実な推進を図ることで、様々な都市機能が集中した川崎駅周辺地域における人的・経済的被害の最小化に努め、都市の安全性向上を目指し、さらに、都市機能の継続性強化による信頼性を確保することにより、川崎駅周辺地域の魅力と価値を高め、都市間競争力の強化に資することとする。

1-2 都市再生安全確保計画の作成等の体制

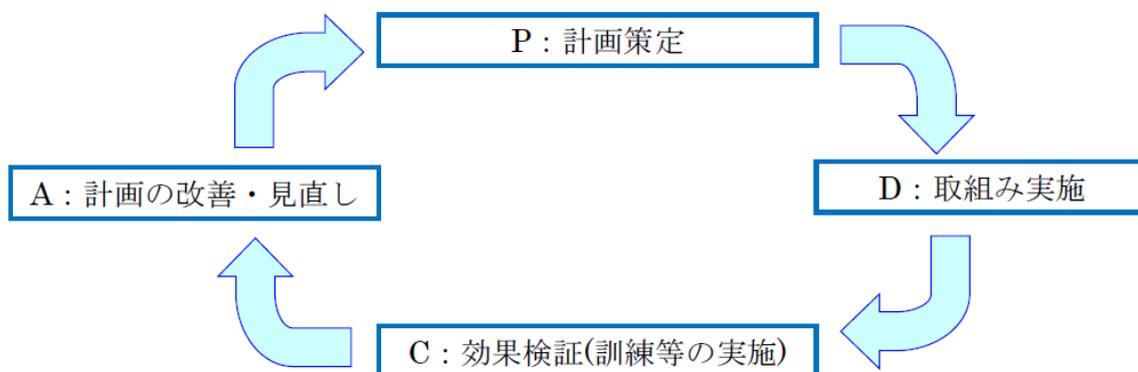
1-2-1 都市再生安全確保計画の作成と実施体制

都市再生安全確保計画の作成は、川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会がオブザーバーとして参加した川崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会（協議会の中に「都市再生安全確保計画作成部会」を設置。）が主体となっていく。計画の実施は都市再生緊急整備協議会及び川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会に参加する関係機関が連携しながら行う。



1-2-2 都市再生安全確保計画の変更

本計画は取組みの成果等を検証し、柔軟に内容を改善、更新することが重要となる。以下のPDCAサイクルに沿って、運用することが必要である。



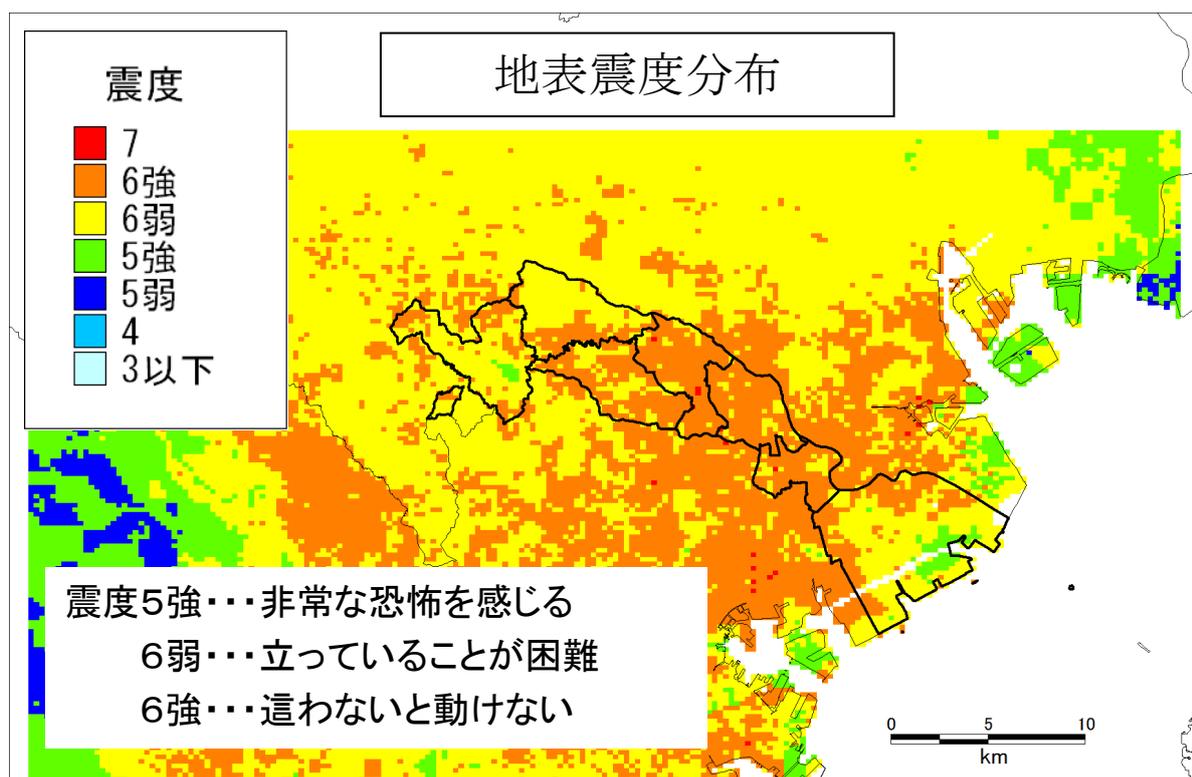
1-3 川崎駅周辺地域における被害の検討等

1-3-1 地域の現状

平成15年7月に都市再生緊急整備地域として指定された本地域では、地域整備方針に基づき様々な公共施設の整備や都市開発事業が活発に進められ、その結果、都市再生緊急整備地域の指定を受ける前と比較して、床面積の合計にして7.3倍、JR川崎駅と京急川崎駅の乗降客の合計については15%増加するなど、土地の高度利用と都市機能の集積が着実に進んでいる。

1-3-2 想定する被害のシナリオ等

川崎市地震被害想定調査では、川崎市直下の地震（マグニチュード7.3）が発生した場合、川崎駅周辺は、震度6強あるいは震度6弱となり、東日本大震災の発災時における市内の最大震度である震度5強よりも大きな揺れとなることが想定されている。



また、川崎市直下の地震が冬の18時に発生した場合における川崎区及び幸区の建物、人的被害、ライフライン等の被害については、次のとおり想定されている。

川崎駅周辺では、一時的に滞在している買物客等の19,000人が駅前に滞留する（従業員や学生の約44,000人については、職場や学校でとどまることを前提とする。）。

種別	被害項目	川崎区	幸区
世帯数・人口	(平成25年3月1日現在)	216,657 人	156,592 人
建物被害	全壊棟数	6,543棟	4,649棟
〃	半壊棟数	10,964棟	6,314棟
地震火災	出火件数	36件	33件
〃	焼失棟数	3,987棟	2,394棟
人的被害	死者数	235人	156人
〃	重軽傷者数	3,980人	2,384人
ライフライン	上水道断水世帯数	64,996世帯	50,226世帯
〃	下水道機能支障世帯数	86,845世帯	64,720世帯
〃	停電世帯数	66,682世帯	43,244世帯
〃	一般回線電話の不通件数	市内加入電話の約20%	
生活支障等	避難者数	67,689人	56,363人
〃	駅前滞留者数(私用等)	19,128人(川崎駅)	
〃	〃 (従業員、学生)	43,649人(川崎駅)	

このような甚大な被害をもたらす直下型の地震では、多くの人が滞留する川崎駅周辺において、建物倒壊や陳列棚の転倒、ガラスの飛散、避難時の将棋倒し等により人的被害が集中することが懸念される。さらに、避難スペースや水、トイレの不足、情報の錯そうなどによる大きな混乱が予想される。

これらの対応については、行政だけの対応だけでは限界があるため、自助、共助による総合的な取組が求められる。

1-4 都市再生安全確保計画の目標

大目標	中目標	小目標
滞在者の安全確保	・建築物等の耐震性の向上	・老朽建物等の更新・改善
	・建物の安全対策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の転倒・移動・落下防止対策の徹底 ・ガラス飛散防止対策徹底 ・安全点検の迅速化 ・事業所内備蓄、安否確認方法の徹底 ・事業継続計画（BCP）の策定
	・一時滞在施設等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設の確保の拡大 ・新築する建築物等の協力要請 ・非常用発電設備、燃料の確保 ・備蓄スペースの確保 ・飲料水等の備蓄推進
	・安全な避難経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の視認性の確保 ・違法駐車、歩道の不法占拠、屋外広告物等の転倒、落下防止等の関係者への徹底
混乱の抑制	・帰宅困難者等への適切な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設への的り確な誘導 ・備蓄品の適切な配布 ・水・トイレの提供施設の確保 ・要援護者や負傷者への適切な支援
	・帰宅困難者への的り確な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者間の役割分担の理解・周知 ・簡易無線機の設置 ・一時滞在施設マップの作成 ・デジタルサイネージの活用 ・情報受発信拠点の設置 ・災害用伝言サービスの活用促進 ・ソーシャルメディアを活用した地域防災情報の収集・発信 ・拠点間の情報交換
	・訓練を通じた計画の検証	・帰宅困難者対策訓練の定期的な実施

2 川崎駅周辺地域における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務

2-1 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備及び管理

法第19条の13第2項第2号							法第19条の13第2項第3号		
都市再生安全確保施設に係る事項				事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設の名称	種類	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理内容	実施期間
①	川崎地下街アゼリア	情報伝達施設	川崎アゼリア㈱	川崎アゼリア㈱	情報伝達施設の整備	H26	川崎アゼリア㈱	設備の保守点検	H27～
		一時滞在施設	川崎アゼリア㈱	川崎アゼリア㈱	一時滞在施設の整備	H25	川崎アゼリア㈱	建築・設備の保守点検	H25～
②	川崎日航ホテル	一時滞在施設	(有)川崎ホールディングス	(有)川崎ホールディングス	一時滞在施設の整備	H25	(有)川崎ホールディングス	建築・設備の保守点検	H25～
③	川崎市教育文化会館	一時滞在施設	川崎市	川崎市	一時滞在施設の整備	H25	川崎市	建築・設備の保守点検	H25～
④	川崎市産業振興会館	一時滞在施設	川崎市	(財)産業振興財団	一時滞在施設の整備	H25	(財)産業振興財団	建築・設備の保守点検	H25～
⑤	川崎市幸市民館・図書館	一時滞在施設	川崎市	川崎市	一時滞在施設の整備	H25	川崎市	建築・設備の保守点検	H25～
⑥	川崎市医師会館	一時滞在施設	(公社)川崎市医師会	(公社)川崎市医師会	一時滞在施設の整備	H25	(公社)川崎市医師会	建築・設備の保守点検	H25～
⑦	川崎フロンティアビル(2階)	一時滞在施設	川崎商工会議所	川崎商工会議所	一時滞在施設の整備	H25	川崎商工会議所	建築・設備の保守点検	H25～
⑧	ミューザ川崎	一時滞在施設	ダブリュー・ケー・シー特定目的会社他	ミューザ川崎管理組合	一時滞在施設の整備	H25	ミューザ川崎管理組合	建築・設備の保守点検	H25～
⑨	ホテルメッツ川崎	一時滞在施設	東日本旅客鉄道㈱	日本ホテル株式会社	一時滞在施設の整備	H25	日本ホテル株式会社	建築・設備の保守点検	H25～
⑩	ラゾーナ川崎プラザ(予定)	一時滞在施設	NREG東芝不動産㈱、三井不動産㈱	NREG東芝不動産㈱、三井不動産㈱	一時滞在施設の整備	H26	NREG東芝不動産㈱、三井不動産㈱	建築・設備の保守点検	H26～
⑪	堀川町跨道橋下備蓄倉庫	備蓄倉庫	川崎市	川崎市	備蓄倉庫の整備	H27	川崎市	備蓄物資の更新	H28～

2-2 その他の滞在者等の安全の確保のために実施する事業

都市再生特別措置法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する、都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修及び滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業等については、建物所有者等と実施に向けた協議が整った時点で計画に記載することとする。

2-3 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務

都市再生特別措置法第 19 条の 13 第 2 項第 5 号に規定する、災害時に実施する事務の内容及び実施主体については、川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会が作成した「川崎駅周辺の災害時における行動ルール」による。(別冊参照)

2-4 滞在者等の安全の確保のために必要な事項

都市再生特別措置法第 19 条の 13 第 2 項第 6 号に規定する、滞在者等の安全の確保のために必要な事項としては、本協議会は災害時に円滑な滞在者等の安全確保が行えるよう、平常時から訓練や、人材育成の実施を図り、適宜 PDCA サイクルにより計画内容について検証を継続していく。

3 その他、都市再生緊急整備地域における防災の確保に関する事項

今後も川崎駅周辺地域の地域整備方針に沿って、災害時における広域的な都市拠点としての防災機能の強化や、老朽建物の更新・改善などの都市開発事業を推進し、併せて、駅周辺の関係者間の密接な連携による災害対応力の強化を図り、都市の安全性、信頼性を確保すること、牽いては、川崎駅周辺地域の魅力と価値を高め、都市間競争力の強化に資することとする。

4 川崎駅周辺地域 都市再生安全確保計画図

